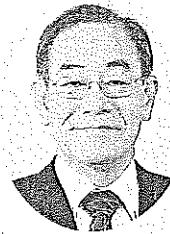


意思疎通支援事業をさまざまな障害をもつ人たちが使える制度にしていくために

(一財)全日本ろうあ連盟 副理事長 小中 栄一



聴覚障害者を対象にする事業だけではない

障害者総合支援法における意思疎通支援事業は、対象を聴覚障害者だけとする事業ではなく、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」を対象とすることとしています。

聴覚障害者以外の障害者に対して、どのような意思疎通支援事業があるのか、実態調査を行っていないので報告はできないのですが、一つ、私が暮らしている富山県富山市において2014（平成26）年4月から実施された「富山市重度障害者入院時意思疎通支援事業」を簡単に紹介します。

事業の目的は、「重度障害者が疾病等による入院時に発語困難等により医師、看護師等との意思疎通が十分に困難な場合に、本人との意思疎通に熟達したものを医療機関に派遣する」こととしています。

対象者は「身体障害者であり、重度訪問介護の対象者でありかつ居宅介護または重度訪問介護を利用している者、障害支援区分が区分6である者、発語困難等により意思の伝達が困難な者、単身世帯の者又はこれに準ずる者」のいずれにも該当する障害者とされています。

この事業の実施を働きかけた障害者自立センター関係者の話では、非常に厳しい条件で該当する者が大変少なくなっていること、また原則として1回の入院につき入院日から起算して

14日間とし、100時間を上限する」となっています。このため、障害者のニーズに応えようとすると、事業所の持ち出しが大きくなるとの話でした。

制限の多い事業ですが、障害者からの要望、運動により実現した事業もあります。実施主体を市町村とする地域生活支援事業に位置付けられていますから、それぞれの自治体に、地域の障害者のニーズを酌み取り事業化するかどうかを委ねられます。全国的に一定程度、実施される事業は、やはり、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業、そして盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業となります。視覚障害者対象の事業として、点訳、音声訳、読み書き（代筆、代読）情報支援がありますが、普及はまだまだのようです。

2012（平成24）年8月31日に、聴覚障害者制度改革中央本部の企画で「情報・コミュニケーションシンポジウム」を行いました。日本盲人会連合、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、全国盲ろう者協会、全国失語症患者家族会、日本発達障害ネットワークからの意見発表がありました。日本盲人会連合から「代読代筆支援事業は、市町村実施は皆無」、全国失語症患者家族会からは、「障害の現れは一人ひとり違い、個別の対応が必要」とし、「失語症会話補助者の配置」、「言語聴覚士の常駐」などをあげておられたことが記憶に残っています。

初めて意思疎通支援実態調査事業を実施して

さて、全日本ろうあ連盟は、2013（平成25）年度の厚生労働省障害者総合福祉推進事業として「意思疎通支援実態調査事業」を行いました。この事業は二つのテーマがありました。

一つは、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成が急務であるが、その養成のための講師が確保できない現状を確認し、講師を養成するシステムを整備することを提言したものです。国が「主任講師」を養成し、その「主任講師」が、都道府県で講師を養成する任にあたることにより、必要な講師を確保するものです。また、講師養成のためのカリキュラム、テキスト・教材の整備も進めていく必要があることを提言しました。

もう一つは、意思疎通支援を必要としながら制度の谷間に置かれた障害者の実態調査です。このような本格的な実態調査は初めてのことだと思います。対象とする障害者は日本障害者協議会（JD）から選出・紹介していただき、結果として13の協力団体の他に1団体及び1個人から、合計87事例が回収されました。87事例の障害者は、意思疎通に関連する障害・症状で下記のように7タイプに分けられます。

タイプ1	構音障害+運動障害 (脳性マヒ者、筋萎縮性疾患)
タイプ2	難聴（難聴者）
タイプ3	難病により病的に体力がない (筋痛性脳脊髄炎)
タイプ4	知的障害 (知的障害者、重症心身障害者)
タイプ5	発達障害（発達障害者）
タイプ6	失語症（失語症者）
タイプ7	「非定型」 (高次脳機能障害者、精神障害者)

調査した項目は下記の通りです。

- 自分の意思を表出、伝達する活動
- 他者の意思を受けとめる活動

- 情報を受けとめる活動
- パソコン、携帯、インターネットなど情報機器の活用
- 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などの意思疎通の現状
- 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて
- 意思疎通支援（人、介護職員による支援、機器・用具について）
- その他 市民理解の改善を含む

実態調査のまとめとして、障害者総合支援法とその運用の課題について「人」、「制度」、「支援機器」の三つの領域に分け、下記のように整理されました。

「人」については、一般の福祉職員の充実として、福祉職員の姿勢・態度、技術支援、雇用の安定が充実課題としてあげられました。意思疎通支援を専門とする職員の創設として、特定の障害に対応する専門職と意思疎通支援一般の専門職の配置が改革課題とされました。

「制度」については、意思疎通支援についての情報・相談・研修センターの設置、意思疎通支援の位置づけの強化として、支給決定への意思疎通支援ニーズの反映、施設での支援プログラム、入院・通院時の意思疎通支援の確保、意思疎通支援者派遣のため都道府県の広域調整機能の改善等の意思疎通支援事業の運用改善、縦割り制度の谷間の解消、当事者活動への支援、地域住民への理解の促進があげられました。

「支援機器」については、IT機器・意思疎通支援機器の開発と活用があげられました。

初めての実態調査で寄せられた事例はどれも重いものです（報告書はPDF資料として全日本ろうあ連盟のホームページにアップされていますので、ぜひダウンロードしてご一読ください）。一つひとつ真摯に向き合っていくと、考えさせられることがたくさん出てきます。「個々の障害者の障害程度は多様で、一人が複数の障

害や症状を持っていることも多く、必要とされる意思疎通支援の方法は意思疎通の困難を持つ障害者の数だけあるとも言える」とされ、これが私たちの手話通訳・要約筆記事業とは違うところです。ただ共通するところもあり、それは私たち、ろう者と手話通訳者にとっても同じであることがたくさんあります。そのいくつかを紹介します。

福祉職員の姿勢・態度について、「ゆっくり聞く姿勢」、「コミュニケーションのスピードに配慮する姿勢」、「主体性と尊厳を尊重する姿勢」が求められていました。また、意思疎通にはメッセージ・情報の伝達とともに「気持ちの共有」も大切との指摘がありました。

公的機関や国民一般の理解の促進については、本人は「もう一度言ってください」と言える勇気が必要との指摘とともに、それを受けとめる周囲の人々の配慮が大切。疲れやすさのためにコミュニケーションが制約される人もいることや頻繁な休憩が必要な人もいることを理解してほしいということなどがあげられました。

また、検討会の協議の中から大切だと思ったことを紹介しますと、

- 当事者間での学び合いも大切である。
- 伝達だけでなく適切な支援も必要である。
- 意思を交わそうとする意欲をもってもらう。
- 意思疎通に時間がかかるとの理解を広げていく。
- 意思疎通の工夫について相談や支援をしてもらえるセンターがあつてほしい。
- 障害者と支援者とのミスマッチの問題、専門職だけでなく、施設職員、学校、医者など周囲の理解が必要である。

いずれも、意思疎通支援は人と人の関わりにおける支援であり、手話通訳活動をする上での対人支援の姿勢、態度、そして技術と共に気付かされるのです。また、意思疎通は生活のあらゆる場面において欠かせないもので

あり、意思疎通支援の困難さは、社会生活・社会活動の困難さを何倍もの大きなものにしていくことにも気付かされるのです。

支援があればできることがある

かなり前のことになりますが、NHKの障害者を取り上げたスペシャル番組が忘れられません。あいにくどのような障害だったか、どのような支援を受けていたのか忘れてしましましたが、心に刻まれているのは、最後の「重い障害者であっても支援する人がいれば、できることがある」というメッセージでした。

また、2013（平成25）年3月、富山で発行されている北日本新聞に「ずっと伝えたかった」という連載記事が掲載されました。大学2年のときに心臓発作を起こし心肺停止状態となつた男性。一命は取り留めたものの、せんさか遷延性意識障害となり10年以上意識がないと思われてきました。さまざまな手法を使って重度障害者の言葉を引き出した大学の先生を自宅に招くことができました。筋肉のわずかな動きを拾う特殊な器具をつけ、50音を読み上げる音声を聞かせて、思い描いた文字のところで反応することにより、パソコンの画面に文字が綴られ、これにより、意識があり意思表示が可能ということがわかつたのです。「ぼくのようなじょうたいでも いきるいみがある いのちのたいせつさをうつたえることがぼくのしめいです」と、意思を表示する練習を続けています。

87事例の障害者を見ると、意思疎通が困難であることが伝わってきますが、意思疎通が全くとれないという人はいません。その人に寄り添った適切な意思疎通の支援、さまざまな障害の様子があることの理解を周囲と社会に広げていくこと、そのための施策、法整備があれば、その人なりの社会参加ができます。できことがあります。できないことばかり見るのではなく

く、「支援によりできることがある」ことに着目する社会は、だれにとっても優しく、タフな、精神的に強い社会だと思うのです。

意思疎通が困難なため、意思を表示する意欲も失われてしまった人たちがいます。おそらくは意思そのものも持つことをあきらめた人も。NHKの番組で取り上げられていた障害者は、当時の最先端の支援機器開発の提供を受け、支援者とともに動いておられました。番組を見ながら、その背景に適切な支援を受けられないでいる障害者がどれくらいいるのだろうかとの思いもわき起ってきたものです。北日本新聞に掲載された男性もそうです。遷延性意識障害のある人は全国で推計5万5千人いるとされています。

簡単なことではありません。しかし、私たち障害当事者と関係者の運動により、意思疎通に困難のある人が多くいること、支援があればその人なりに社会参加ができるとの理解が広がり、意思疎通支援に関する施策、法整備が意識されるようになってきていると思います。そのことは、障害者総合支援法の検討規定において、「障害者の意思決定支援の在り方」「手話通訳を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」が記載されたことに現れていると思います。これをステップにして、2013（平成25）年の施行後3年を目途としての検討に対し、提言をしていくことが求められているのです。

考えておかなければならないこと

ここで、いくつかのポイントとなることについて考えてみたいと思います。

まず「意思疎通」についてです。前厚生労働省保健福祉部企画課自立支援振興室長の君島淳二氏は、ノーマライゼーション2013（平成

25）年6月号に掲載された「障害者総合支援法に期待すること～仲介から意思疎通へ～」において「『仲介』という手段的行為から意思疎通という目的行為へと、その支援の幅を広げたと捉えることができる」、「単に物事を知るだけのことから、わかる、理解できた、というレベルまでを目標にしなければ、眞の意味での情報保障やコミュニケーション保障がなされたとは言えない」と述べておられます。わかったかどうかは相手の理解力に委ねるような意思疎通支援ではなく、わかるなどを支援の目標にすることは当然といえば当然と言えることかもしれません。同時に、障害者権利条約では意思疎通について、音声言語以外のさまざまな意思疎通の形態、手段及び様式であることが定められています。さまざまな障害者が利用しやすい意思疎通の形態、手段及び様式を用意していかなければならぬことも、当たり前といえば当たり前の考え方になるようにしていかねばなりません。

次に、個別的対応と一般的な対応、あるいは個別の支援と社会のアクセシビリティ環境整備についてです。意思疎通支援実態調査のまとめの中で出されてきたのは、個別状況だけでなく、共通する状況、共通する支援です。そして「国が法律に基づいて実施する制度としてはある程度包括的な内容のものが求められる。その包括的な制度を、現場でニーズに基づいて個別的に活用することになる」と指摘されています。つまり、「個別に活用できる柔軟性を持った意思疎通支援の包括的な制度づくり」という設定で検討していくことになるのではないでしょうか。さらに、制度（事業）だけでなく、聴覚障害者が利用することを想定して文字表示、手話通訳者配置、要約筆記者配置などがあらかじめ用意されることも増えていますが、どのような障害があろうとも利用しやすい社会の環境整備も必要です。制度（事業）と社会のアクセシビ

リティ環境の整備、この二つに取り組んでいかねばなりません。

それから、専門職の配置とボランティアについてです。専門職は、実は二つの専門職が必要です。個別の障害者に対応する専門職とすべての障害者に対応する専門職です。前者は一般的には設置手話通訳者があげられます。もう一つは個別の障害者に対応できるスキルは持っていないが、全ての障害者に対する基本的な理解、主体性と尊厳を尊重する姿勢、コミュニケーションに配慮する態度を持つ意思疎通支援者という専門職が福祉施設に配置されている、あるいは都道府県に最低1カ所、意思疎通支援についての情報・相談・研修センターを設置しここに配置されることは真摯に考えていかなければならぬと思います。専門職は必要な数を確保することが難しく、ボランティアとして活動する人たちによって支えられる事業というのが日本の福祉サービスのスタイルともいえるでしょう。ボランティア依存の事業のままでは良くありません。しかし、ボランティアは必要だと思います。手話関係で言えば、手話ができる人は必要です。地域で手話が使えることにより言語面、コミュニケーションのバリアが軽減されることは大切です。また、ボランティアがたくさんないと専門職としての意思疎通支援者も増えないように思います。専門職とボランティアがそれぞれの役割を担うことを踏まえつつ、専門職による事業というスタイルを確立していくことが必要だと思います。

意思疎通支援事業の改革、改善、構築と法整備を

意思疎通支援事業をさまざまな障害をもつ人たちが使える制度にしていくための取り組みは、端緒についたばかりです。その取り組みは、下記のように3つの事業（課題）に分け、基盤は共通するものとしてお互いに絡め合いながら、それぞれの事業の改善・改革を進めていくことを考えていかなければならないでしょう。

- ①先進事業としての手話通訳関係事業の抜本的な改革
- ②専門性を確立しつつある要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員関係事業の拡充と利用の広がり
- ③制度の谷間に置かれている障害者の意思疎通支援事業の構築

ここで、聴覚障害者制度改革推進中央本部が提起し制定をめざしている「情報・コミュニケーション法（仮称）」を共通する基盤に関する理念的なモデルとし、個々の障害者の意思疎通支援の包括的な制度（事業）のモデルを呈示していくこと、それを実現していくため行政をも巻き込んだ広範囲な人々の結集による運動が求められています。

その根底には、繰り返しになりますが、できないことばかり見るのではなく、「支援によりできることがある」ことに着目する社会は、だれにとっても優しく、タフな、精神的に強い社会なんだ、という理念を持つことが大切だと思うのです。